

柔道整復師によるレントゲン撮影に関する法律案

【柔道整復師法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

柔道整復師は、医師の同意がなくとも脱臼又は骨折の患部に応急手当をすることが認められているが、その際に、レントゲン撮影が認められていない。
→ レントゲン撮影により、脱臼又は骨折の患部の状態を確認できるようにする必要がある。

柔道整復師に、施術所において脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合におけるその患部の状態の確認のためのレントゲン撮影を認める。



- ① 撮影部位及び使用装置は、放射線障害のおそれが少ないものに限定
- ② エックス線の照射の記録の作成・保存義務
- ③ 医師との連携の確保
 - イ 脱臼又は骨折が疑われる者に、医師の診療を求めさせなければならないこと・診療する医師への画像の提供
 - ロ 連携医師を定めておく義務

<必要な知識・技能の修得>

新たに資格を取得する者	学校・養成施設の科目にレントゲン撮影に係る科目を追加（試験科目にも反映）
既に資格を取得している者	レントゲン撮影に係る講習の受講、修了試験の合格が必要

※罰則

- ②に違反した者に対する所要の罰則を設ける